

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2024



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- March 2024 -

外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について

▶ はじめに

2023年の個人総合所得税(以下、個人所得税)の申告が間もなく始まります。確定申告期間は2024年5月1日から5月31日までです。

外国籍従業員に適用される申告規定は台湾人より複雑です。

本稿では、外国籍従業員の個人所得税の申告に関して、よくある質問をまとめました。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束に伴い、国際間の人材の流動が頻繁となっています。このような中、多くの多国籍企業は、人材確保に取り組むものの、台湾では、加速する少子化によって労働人材の不足が深刻となっています。

これに対して、台湾政府が実施している各種政策のうち外国専門人材招聘及び雇用法が2018年から発効しています。本稿ではさらに、当該法律の沿革、租税等に係る関連優遇措置を紹介し、租税優遇の申請に関する最新の実務も説明します。

個人所得税の申告準備及び外国特定専門人材の租税優遇の情報整理にお役立てください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問
- ▶ 外国専門人材招聘及び雇用法の沿革
- ▶ 同法に関連する優遇措置
- ▶ 同法の租税優遇申請の実務

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。



外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問

2023年の申告(2024年5月に実施)にあたって

2023年の個人総合所得税(以下、個人所得税)の申告が間もなく始まります。確定申告期間は2024年5月1日から5月31日までです。外国籍従業員の場合、台湾境外で支給される所得があつたり、駐在か出張か、それぞれ個人所得税額がどのようにされるか、適用される申告規定も台湾人より複雑です。以下の通り、外国籍従業員の個人所得税の申告に関して、よくある質問をまとめました。

1

どのような場合に外国籍従業員は個人総合所得税の申告を行う必要があるのでしょうか?
また、出張で台湾に来た場合も個人総合所得税を申告する必要があるのでしょうか?

外国籍従業員の税務上の居住身分や個人所得税の申告義務は、1暦年(1月1日～12月31日)内の台湾滞在日数によって決まります。税務上の居住身分は、主に居住者及び非居住者に分けられ、当該外国籍従業員の1暦年内の台湾滞在日数が合計で183日以上かどうかによって決定されます。1課税年度内に複数回台湾に入境・出境した場合、その滞在の原因が長期の駐在か短期の出張かを問わず、いずれも台湾滞在日数の算定に含める必要があります、これに基づき税務上の居住身分と対応する納税方法を判断します。

1暦年内の滞在日数	税務上の居住身分	個人の申告義務の有無	納税方法
90日以下	非居住者	無し (ただし、例外的状況に留意する必要があります)*	源泉徴収を原則とします 申告・納税が必要となる例外的状況もあります*
91日～182日	非居住者	有り	源泉徴収及び申告納税
183日以上	居住者	有り	源泉徴収及び確定申告

*外国籍従業員が源泉徴収対象ではない中華民国源泉所得(例えば従業員ストック・オプションに係る所得など)を有する場合は、申告・納税する必要があります。

2

外国籍従業員は台湾で給与を受領していないが、この場合も個人所得税を申告する必要があるのでしょうか?

外国籍従業員に対して雇用主より海外で支給された役務報酬は、台湾における個人所得税の課税対象でないと誤解するケースが見受けられます。

しかし、所得税法の課税原則によると、役務所得は、当該所得の給付地によって所得の源泉地を認定するわけではなく、役務提供地が認定の原則とされています。したがって、外国籍従業員が台湾境内で役務を提供したことによって獲得した報酬は、境内または境外の雇用主による支給か否かを問わず、共に台湾源泉所得に該当します。

なお、このうち台湾境外の雇用主から支給された役務報酬の金額は、現地の税務機関、公認会計士または公証人により認証された証明書類(公認会計士である場合は、公認会計士の業務資格証明の写しを添付する必要があります)を居住地である台湾の国税局に提出することで認定されます。

外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問(続)

3

外国籍従業員の台湾滞在日数は給与所得の課税額に対してどのような影響があるのでしょうか?

外国籍従業員の台湾滞在日数は毎年それぞれ計算する必要があります。非居住者の個人の1課税年度の滞在日数が90日以下の場合、その中華民国外の雇用主から獲得した役務報酬は、中華民国源泉所得とみなされず、所得税の徴収が免除されます。また、税務当局の審査実務上、外国籍従業員の1課税年度の台湾滞在日数が300日未満の場合、台湾境外の雇用主が支給した給与所得はその台湾滞在日数割合に基づき中華民国源泉所得として計算することができます。

台湾境内及び境外の雇用主より支給された給与所得について、従業員の滞在日数ごとの課税既定の概要は以下の通りです。

1暦年内の 滞在日数	税務上の 居住身分	台湾境内的雇用主より 支給された給与所得	台湾境外の雇用主より 支給された給与所得
90日以下	非居住者	全額算入	算入不要のため 課税されない
91日～182日		全額算入	実際の滞在日数割合に に基づき計算
183日～299日	居住者	全額算入	実際の滞在日数割合に に基づき計算
300日以上		全額算入	全年度分として 全て算入の上で課税

4

外国籍従業員の所得税はどのように計算されるのでしょうか?

外国籍従業員が1課税年度に税務上の居住者であるか、または税務上の非居住者であるかによって、その課税所得の計算方法、適用される税率及び所得基本税額条例の適用の有無が異なります。税務上の居住身分ごとの相違点は以下の通りです。

税務上の 居住身分	課税所得の計算	適用される税率	所得基本 税額条例
非居住者	台湾源泉所得の総額 ▶ 免税額及び控除額の控除ができない	固定税率 ▶ 給与及び退職所得: 18%** ▶ 配当: 21% ▶ 利息及びその他所得: 20%	適用されない
居住者	台湾源泉所得の総額 ▶ 免税額の控除が可能 ▶ 控除額の控除が可能 ▶ 基本生活費差額の控除が可能	所得金額に応じた累進税率: 5%～40%	適用される

** 月の給与総額が行政院にて定める最低賃金の1.5倍を下回る場合、源泉徴収税率は6%となる。

外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問(続)

5

外国籍従業員の台湾境外の所得も申告する必要があるのでしょうか?

外国籍従業員について、1課税年度内で台湾に183日以上滞在した場合、税務上は居住者と認定されます。この場合、所得基本税額条例に基づき、台湾境外の所得を、当該条例における代替ミニマムタックスの計算のための「基本所得額」に算入する必要があるかどうか確認する必要があります。

- ▶ 1申告世帯の年間の台湾境外所得総額が100万台湾ドル未満: 基本所得額への算入も申告も不要。
- ▶ 1申告世帯の年間の台湾境外所得総額が100万台湾ドル以上: 基本所得額の計算にあたり台湾境外の所得を全額算入する必要がある。
- ▶ 台湾境外所得とその他の基本所得に含めるべき項目及び個人所得税における所得純額の合計額が、670万台湾ドルの控除額*を超過しない場合も、基本税額の申告は不要。
- ▶ 台湾源泉所得及び中国大陆地区の源泉所得を除いて、その他の国または地区の源泉所得は、全て台湾境外所得に該当します。

代替ミニマム・タックス制度とは

個人に対する代替ミニマム・タックス制度は、台湾境外所得など、実際には多額の所得がある台湾の納税義務者について、納税額が僅少となる不均衡を是正することが目的となっています。具体的には、台湾居住者のうち、基本所得額が670万台湾ドル*を超える場合に対象となり、通常の個人所得税額とどちらか大きい方を納税することになります。基本所得額と基本税額の計算方法は以下の通りです。

項目	内容
基本所得の対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾境外で支給された給与について台湾滞在日数に基づき台湾所得に算入された部分を控除した金額 ▶ 台湾境外の受取配当金、利子所得、不動産賃貸収入、退職金、財産取引所得(例、株式、不動産売買によるもの)等 ▶ その他特定保険給付などの非課税所得
基本所得額の計算方法	免税額及び控除額を控除した後の所得純額に上記の基本所得の該当項目を加算する
基本税額の計算方法	$(\text{基本所得額} - 670\text{万台湾ドル}^*) \times 20\%$

* 2024年度より、基本税額の控除額は2024年度において750万台湾ドルに調整される予定

見受けられる台湾境外源泉所得例

- ▶ 利子所得(例:台湾境外の金融機関で開設された預金口座に対して支払われた利息)
- ▶ 利益所得(例:台湾境外で設立登記された会社から分配されたオフショアの配当)
- ▶ 財産取引所得(例:台湾境外の会社より発行された有価証券の売却により実現したオフショア利得)
- ▶ 賃貸所得(例:台湾境外の財産を賃貸することで取得した賃貸収益)



見受けられる台湾境外源泉所得例

- ▶ 台湾滞在日数は、パスポートの台湾出入境のスタンプの日付、または内政部移民署が発行した「出入国日付証明書」に基づき、入境日は算入されませんが出境日は算入されます。
(例)台湾入境日が2023年3月1日、出境日が2023年3月20日の場合:台湾滞在日数は19日
- ▶ 外国人については、台湾滞在日数及び所得の状況を適切に確認し、台湾における申告義務の有無について確認する必要があります。年度の申告義務がある場合、申告期限である2024年5月31日までに申告及び納税を完了する必要がある点、ご留意ください。

外国特定専門人材の租税優遇の適用

外国特定専門人材の租税優遇措置の背景

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束に伴い、国際間の人材の流動が頻繁となりました。多くの多国籍企業では人材確保に取り組むものの、台湾では加速する少子化によって労働人材の不足が深刻となっています。

このような状況に対応するため、近年、台湾政府は積極的に外国人材の台湾での就業、投資と生活を歓迎しており、2023年11月1日には「国際人材サービス及び招聘センター - Talent Taiwan」を正式にスタートし、台湾に興味がある外国人材に対して、より多様で有益な助言相談を実施しています。

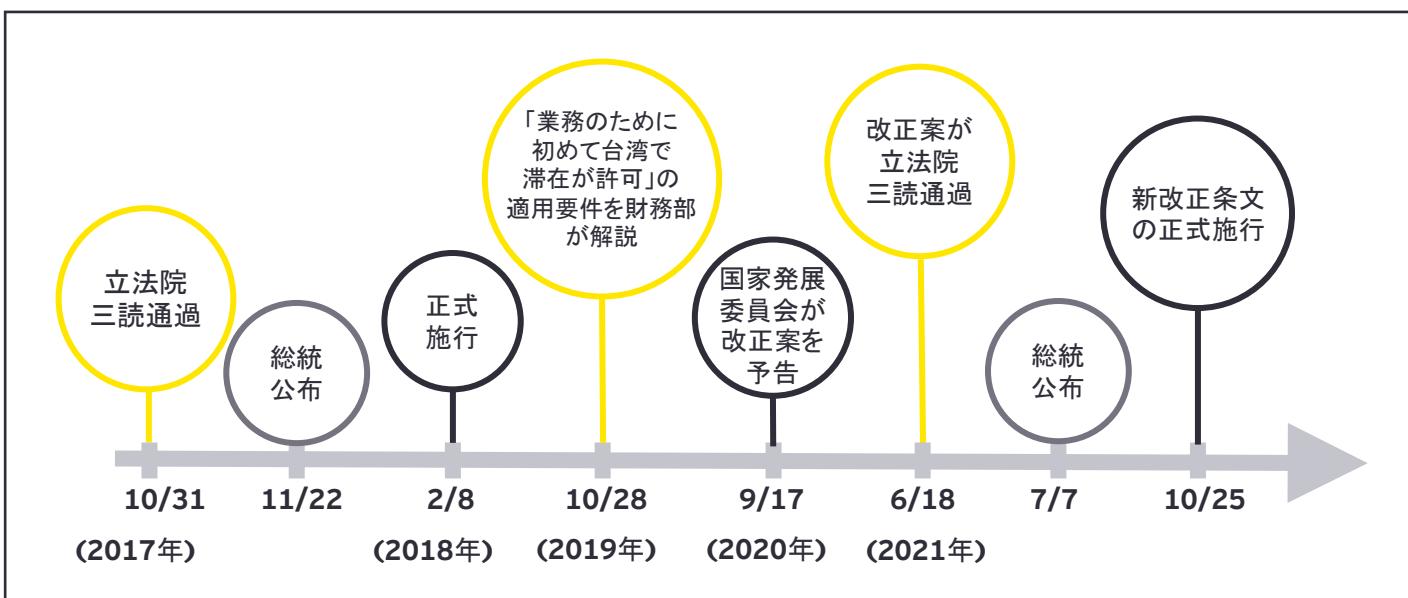
また、これまでも、企業における外国専門人材の誘致と引き留めをサポートするため、台湾政府はさまざまな関連する政策を導入してきました。このうち、最も効力が高く、魅力があり、かつ成果が際立っているのが、2018年から発効されている外国専門人材招聘及び雇用法(中文「外國專業人才延攬及僱用法」、以下、「外専法」)です。

以下、外専法の沿革と租税等の関連優遇措置を紹介し、租税優遇の申請に関する最新の実務経験も説明します。

外専法の施行及び改正

「外専法」は2018年2月より発効され、外国特定専門人材に対して、より魅力のある就業及び滞在規定を提供し、また、租税及び社会保障などのメリットも兼ね備えています。これによって、優秀な国際人材が台湾に来るモチベーションを引き上げています。

2021年10月25日には改正案が正式に施行され、既存規定の緩和と、外国専門人材が台湾に来るインセンティブをさらに強化すると同時に、台湾企業の人材の招聘に対して、より多くの選択肢が与えられています。

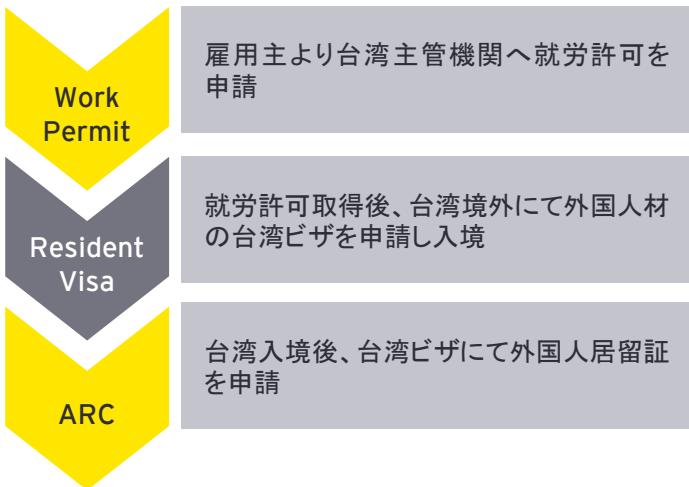


外国特定専門人材の租税優遇の適用(続)

外専法に関する優遇措置

外国特定専門人材(以下、「外国特専」)は、目的事業の中央主管機関より公表されている台湾が必要とする各分野の専門能力を有するか、または主管機関との協議により特殊専門能力を有する者を言います。外国人は就業ゴールドカードまたは外国特専就労許可の申請によって外国特専資格を取得することができます。申請フローは以下の通りになります:

外国特専就労許可



就業ゴールドカード



外国特専は、外専法の各種優遇措置を適用することができます。重要なポイントは以下の通りです。

- ▶ 就労許可の申請要件が緩和されており、2年間の勤務経歴の具備要件は不要
- ▶ 居留証の申請手続きが簡略化されており、居留証を直接申請できるよう変更
- ▶ 健康保険の加入規定が緩和されており、雇用主及び自営業者本人と帶同親族の6ヶ月の待機期間が免除
- ▶ 永久居留証の取得について、滞在要件が3年に短縮(外国特専以外の場合は5年)
- ▶ 租税優遇の適用期間を5年間に延長(元々は3年)

上記の租税優遇とは、台湾滞在日数が183日以上の各該当課税年度の給与所得が300万台湾ドルを超過した部分の半額に対して、個人総合所得税の課税総額に算入不要となるものです。ただし、この所得税の減免措置の適用申請にあたっては、以下の3つの要件を満たす必要があるので、ご留意ください。

- ▶ 業務のために初めて台湾での滞在が許可されていること
- ▶ 台湾において、その認定された特殊専門能力に関連する専門的な業務に従事していること
- ▶ 従事する専門的な業務の招聘日、または就業ゴールドカードを取得した日の前5年内において、台湾に戸籍がなく、かつ所得税法上の台湾居住者に該当しないこと

また、外国特専の租税優遇の適用期間は5年で、繰り延べることはできません。すなわち、初めて要件を満たした年度から起算して5年内に、台湾滞在日数が183日未満、または給与所得が300万台湾ドルに達しない年度があった場合、当該年度は租税優遇を享受できず、繰り延べることもできません。

外国特定専門人材の租税優遇の適用(続)

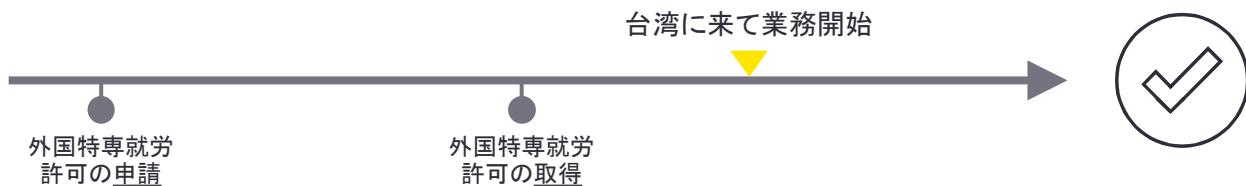
租税優遇申請の実務

前述の通り、外国人は外国特専就労許可または就業ゴールドカードの申請によって外国特専資格を取得することができ、また、規定を満たす場合には関連する租税優遇も享受することができます。

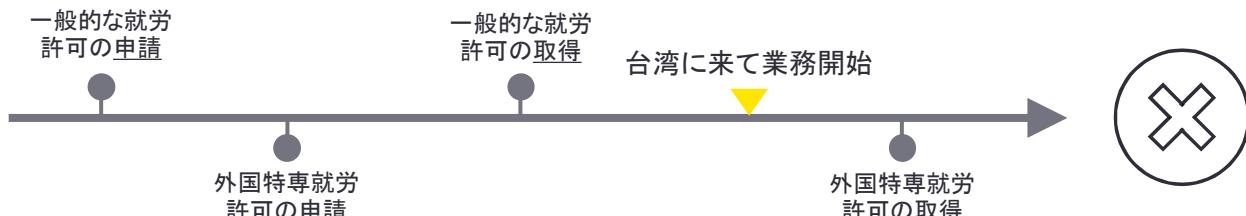
一般的な就労許可と比較すると、外国特専就労許可または就業ゴールドカードの申請要件はより厳格であり、当局の審査に必要となる時間も比較的長いと言えます。そのため、会社が業務上の理由で、雇用したい外国人材に早急に台湾に赴任してもらうために、一般的な就労許可を申請後、租税優遇を享受するために別途外国特専就労許可を申請することができます。しかしながら、税務申告実務上、このような方法では、租税優遇を適用できないことがあります。

したがって、「業務のために初めて台湾での滞在が許可されていること」の要件を満たすためには、会社は、適切なタイミングにて、要件を満たす従業員のために外国特専就労許可または就業ゴールドカードを申請、取得する必要があります。以下、外国特専就労許可を例として説明します。

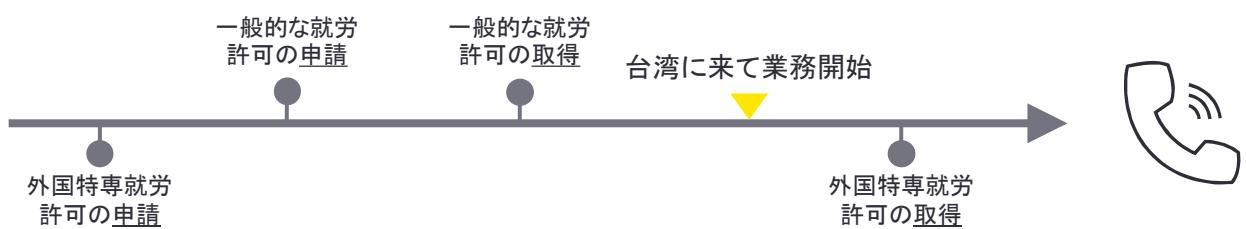
(ケース1) 外国人が台湾に来て業務を開始する前に、すでに外国特専就労許可を取得した場合は、租税優遇の適用上、懸念点は比較的少ないと思量します。



(ケース2) 一般的な就労許可の取得後、これにより台湾に来て業務を開始した場合で、その後に外国特専就労許可を取得した場合、租税優遇を適用することができません。



(ケース3) 一般的な就労許可を申請する前に、すでに外国特専就労許可の申請を提出していたものの、期限の関係で先に一般的な就労許可を取得後、台湾に来て業務を開始した場合、租税優遇を適用できる可能性がありますが、先に税務主管機関に確認することが望まれます。



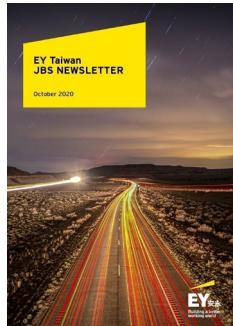
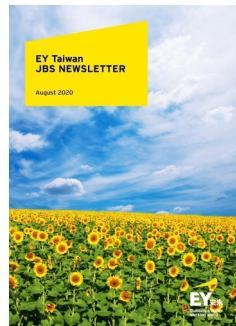
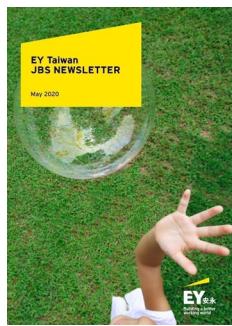
留意事項

外国専門人材を誘致し引き留めるために、台湾政府は次々と各種の優遇措置を導入しました。ただし、関連する租税優遇の適用にあたっては、規定に基づき外国特専就労許可または就業ゴールドカードを申請して、取得に加え、必要となる要件を満たしており、かつ、必要となる証明書類を準備しなければなりません。不注意や不適切な方法で、政府の意図に反して、外国籍従業員の適用規定を満たさず優遇適用資格を得られないことがないよう、会社の関連する責任者の方はご留意ください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～

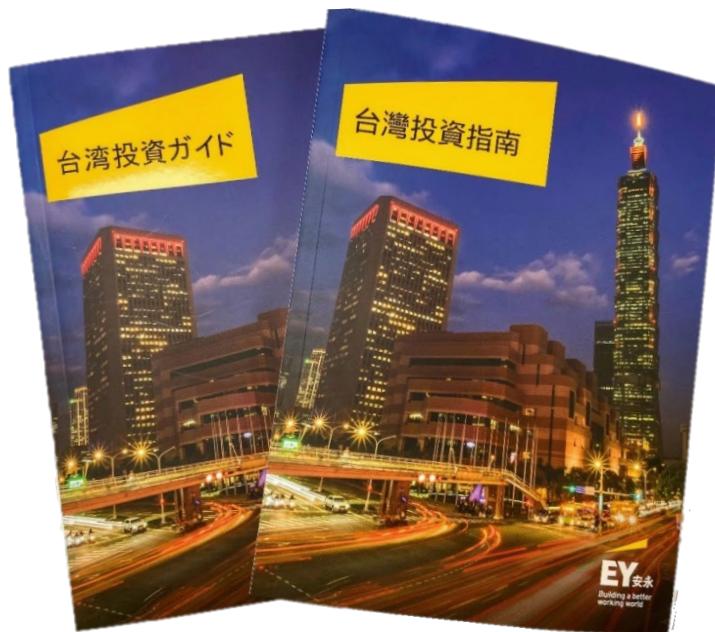
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人の討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

劉惠雲 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

02432-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

